

| | |
|----|--|
| 件名 | 令和8年度堺市立学校園教職員人事異動基準の策定について |
| 担当 | 教職員人事部 教職員人事課 |
| 概要 | <p>【目的と経過】 現在の人事異動基準の異動年限については、人事異動の活性化を目的とし、平成15年度末に10年から8年に改定した。 近年、子どもの数の減少に伴い学級数も減少することにより、教職員が転出しても、転入する教職員のいない学校が生じる等、学校運営の活性化等に支障が生じている。また、早期に複数の学校を経験させ、教員のキャリア形成を支援するため、異動年限を変更する。今回の異動年限の短縮に伴い、異動基準に経過措置を設ける。</p> <p>【令和8年度人事異動基準のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none">○新規採用者及び他市等からの転入者の異動年限 6年以上→3年又は4年○新規採用者以外（2校目以上の経験者）の異動年限 8年以上→6年○生徒指導主事の勤務年数の上限 11年→8年 等 |

令和8年度 堺市立学校園教職員人事異動基準

堺市教育委員会

堺市立学校園教職員人事基本方針・同人事取扱要領に基づき、人事異動を円滑に実施するうえで必要な基準を下記のとおり定める。なお、対象者は教諭（主幹教諭・指導教諭を含む）、養護教諭（主幹教諭・指導養護教諭を含む）、栄養教諭（主幹教諭・指導栄養教諭を含む）、学校栄養職員、事務職員、実習助手とする。

第1 新規採用者及び他市等より転入者として着任した学校園（以下「初任校園」という。）における勤務年数と異動については、次のとおりとする。

- (1) 3年又は4年の者は異動する。
- (2) 事務職員の場合、3年の者は異動する。

第2 初任校園ではない学校園における勤務年数と異動については、次のとおりとする。

- (1) 6年の者は異動する。
- (2) 3年の者は異動することができる。

第3 第1の（1）（2）及び第2の（1）での異動基準最終年度に該当する場合、次の各号に掲げる者はその限りではなく、異動について協議する。

- (1) 令和8年度内に退職予定の者
- (2) 令和8年度内に産前休暇又は産後休暇を取得予定の者
- (3) 令和8年度内に育児休業を取得希望の者及び育児休業中であり令和8年度も引き続き育児休業を取得する者
- (4) 令和8年度内に病気休職に入る者及び病気休職中であり令和8年度も引き続き病気休職に入る者
- (5) 令和7年度3学期に産前休暇、産後休暇及び長期にわたる病気休暇・休職（原則として1ヶ月以上）を取得する者
- (6) 令和7年度3学期終業式当日から年度末までの期間に育児休業を終了する者
- (7) 令和8年度当初、介護休暇を取得予定の者
- (8) 令和8年度生徒指導主事を予定している者、中学校で学年主任を予定している者。ただし、現任教校での勤務年数の上限は、第1に規定する者は6年、第2で規定する者は8年とする。
- (9) 中学校において第2学年担任の半数以上が異動対象者であり、令和8年度の学年編成上困難が生ずる場合に、異動を考慮する者
- (10) 学校運営上、校内組織編成上、市の教育施策推進上、令和8年度に必要な者
- (11) 前各号に掲げる者の他、個別の理由で異動調書に書かれた内容が客観的に正当と認められる者

第4 第3の各号に該当し、令和7年度に異動を考慮した者のうち、その事由が消滅した者は令和8年4月1日付で異動する。

第5 学校園ごとの組織編成に必要な人材について、次の各号に掲げる異動を希望する場合、第1及び第2の規定にかかわらず協議により異動することがある。

- (1) 研究指定校園等への異動
- (2) 小中一貫教育の推進・同一中学校区内小中連携のための異動
- (3) 小学校幼稚園共通枠・小中一貫教育推進枠採用者の校園種間異動
- (4) 入学に伴う課題に対応するための校園種間異動
- (5) 教職員としての経験を豊かにし、力量を高めるための校園種間異動
- (6) 幼稚園から他校種への異動

第6 校園種間異動は、4年間の期限付または期限なしのいずれかとし、異動を希望する場合、協議により異動がある。

第7 異動に係る勤務年数の算定は、次のとおりとする。

- (1) 4月に採用された者は、採用された年度を始期として勤務年数を算定する。
なお、5月1日以後から年度末の3月31日までに採用された者は、採用された年度を異動に係る勤務年数に含めない。
- (2) 直接学校園で勤務していない期間は、同一校園での勤務年数から差し引くことができる。
- (3) 平成30年度以降の新規採用者のうち、講師等から継続して同一学校園に配置された場合は、同一校園での勤務年数について、講師等として勤務していた年数を含めて算定する。
- (4) 施設一体型小中一貫校内の異動は、同一校での勤務とみなして勤務年数を算定する。

第8 異動者が全教職員の4分の1を超える学校については、異動者数を4分の1程にとどめることができる。

第9 再編整備校の人事異動については次のとおりとする。

- (1) 再編整備が計画されている学校の人事は、計画的に行う。
- (2) 再編整備校が開校される場合、第1・第2・第3の規定にかかわらず各再編整備母体校の教職員全員を異動対象者とする。
- (3) 再編整備校の教職員は、各再編整備母体校の教職員を主たる構成員とする。
- (4) 再編整備校の教職員の異動に係る勤務年数は、原則として各再編整備母体校における通算勤務年数から5年を減算した年数を起算点として、第6の規定に基づき算定する。

第10 堺市立高等学校の教諭（主幹教諭・指導教諭を含む。）及び実習助手の人事異動について必要な事項は、別に定める。

第11 小中学校の定年前再任用短時間教職員及び暫定再任用教職員の配置について必要な事項は、別に定める。

第12 やむを得ない事情により配置換を希望する者の異動については、協議する。

また、その他の事情により配置換を要すると教育委員会が判断した場合は、異動することがある。

第13 次の各号に掲げるものは、経過措置として異動について協議する。

- (1) 第1で規定される者のうち、令和6年度までに配置された者（事務職員を除く）は、学校運営上必要な場合、現任校での勤務年数の上限を6年とする。
(経過措置期間 令和10年度末まで)
- (2) 令和7年度末、学校運営上、校内組織編成上、個別の理由で異動調書に書かれた内容が客観的に正当と認められる場合、第1で規定される者は勤務年数の上限を6年。第2で規定される者は勤務年数の上限を8年とする。
(経過措置期間 令和8年度末まで)

附 則

この基準は、令和7年12月18日から施行する。